

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令案  
要綱

第一 派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額

派遣職員に関し、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二十八条第四項（法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九十九条第二項の規定により博覧会協会及び国がそれぞれ負担すべき金額を定めること。  
（第一条関係）

第二 派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額

派遣職員に関し、厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第八号の規定により博覧会協会及び国がそれぞれ負担すべき保険料の額を定めること。  
（第二条関係）

第三 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例

派遣職員に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めること。  
（第三条関係）

第四 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例

派遣警察庁所属職員等に関し、地方公務員等共済組合法等の特例を定めること。

(第四条及び第五条関係)

## 第五 博覧会協会への派遣対象から除かれる防衛省職員等

一 博覧会協会への派遣対象から除かれる防衛省職員は、次に掲げる職員とすること。

1 臨時的に任用されている職員

2 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒

3 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員

4 休職者

5 停職者

6 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

7 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣されて

いる職員

8 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員

9 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員

10 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員

(第六条第一項関係)

二 法第三十五条第一項において読み替えて準用する法第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第三項、第三十三条第一項及び第三十四条に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例によるものとする。

(第六条第二項関係)

第六 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員

の給与等に関する法律施行令等の特例

法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関し、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例を定めること。  
(第七条関係)

## 第七 附則

- 一 この政令は、法の施行の日（令和元年五月二十三日）から施行すること。  
(附則第一項関係)
- 二 厚生年金保険法施行令の一部を改正し、派遣職員及び派遣警察庁所属職員等に係る保険料を負担する事業主に博覧会協会を追加すること。  
(附則第二項関係)